

高浜市企業再投資促進補助金

<https://www.city.takahama.lg.jp/soshiki/tokei/1701.htm>



1. 制度の目的

愛知県とともに、企業等の流出防止、雇用の維持拡大及び経営基盤の強化を図ることを目的として「企業再投資促進補助金交付要綱」を制定しました。

2. 制度の概要

補助対象		市内で工場等を新設または増設して製造業を営む者のうち ① か ② に該当するもの ① 20 年以上市内に立地する工場等 ② 10 年以上市内に立地する工場等のうち、次のいずれにも該当するもの ア 高浜市での操業開始時点において、隣接市に工場等が継続して立地していること イ 高浜市と隣接市に、工場等が通算して 20 年以上立地していること (重複期間を除く)	
対象分野		愛知県の産業集積の推進に関する基本指針（西三河地域）の集積業種 【令和 7 年 4 月改正】 など	
対象要件	投資要件	■大企業／25 億円以上 ■中堅企業・中小企業／1 億円以上	
	雇用要件	補助金交付までの期間中、以下の常用雇用者数を市内で維持すること ■大企業／50 人以上 ■中堅企業・中小企業／25 人以上	
	その他の要件	1 愛知県新あいち創造産業立地補助事業に採択されること	
		2 令和 7 年 4 月 1 日以降、同一敷地内においてこの補助金の交付を受けていないこと	
		3 暴力団等と密接な関係を有する者でないこと	
4 市税を滞納していないこと			
		5 公害防止協定を締結しており、かつ、その協定を遵守していること	
対象経費		工場等の新增設に伴う固定資産取得費用（土地・消費税相当額を除く）	
補助率		■大企業・みなし大企業／8%以内 ■中堅企業・中小企業／10%以内	※県および市からの交付総額 ※県および市からの交付総額
限度額		1 億 円	※県および市からの交付総額
受付時期		工事着手の 30 日前までに「補助事業認定申請書」を提出	

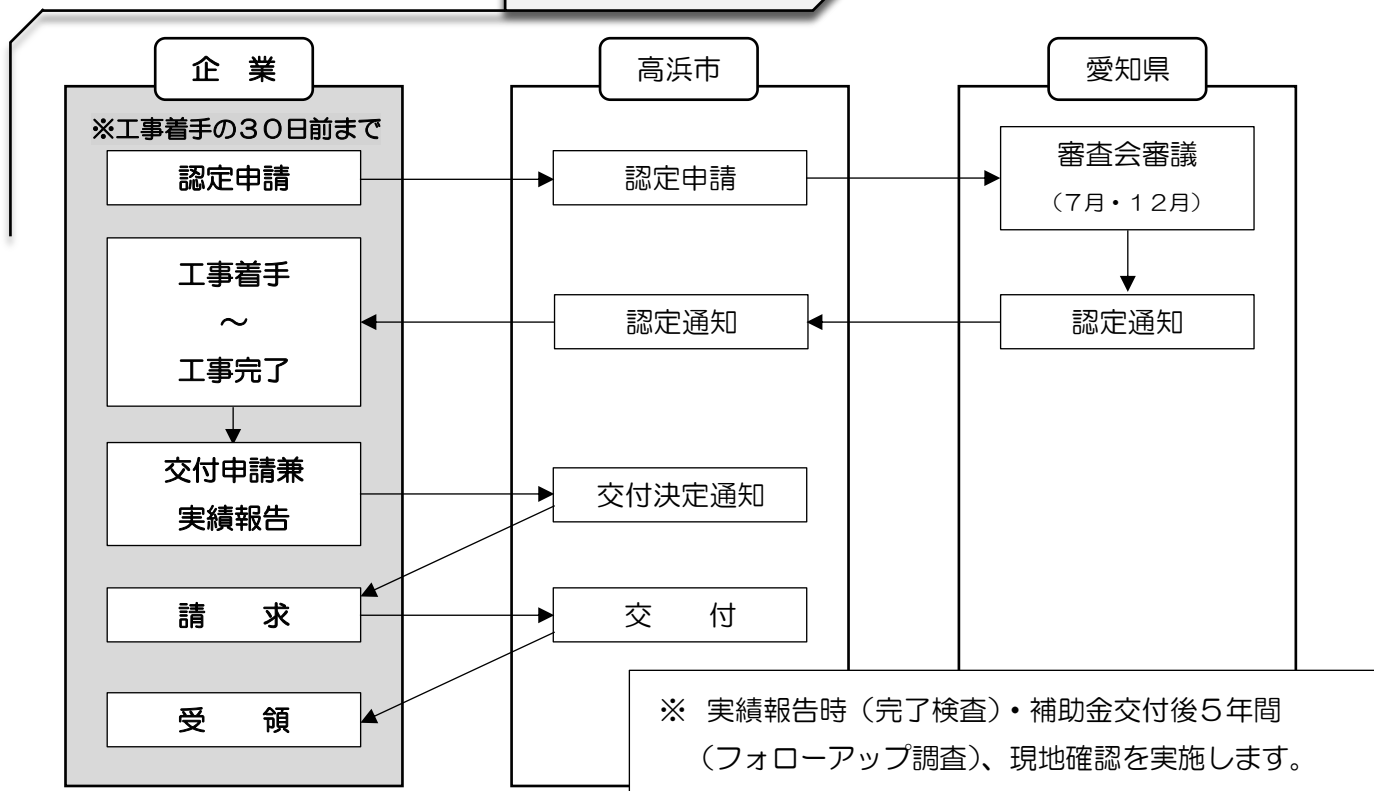
※対象要件を満たさなくなった場合や、操業開始後5年以内に操業を休止又は廃止した場合、無断で取得財産を売却等した場合は、補助金返還の対象となります。

※同一の工場等の同一の新增設において、「高浜市企業誘致等に関する条例」第3条に定める奨励措置を重複して受けることはできません。

3. 補助金交付手続きの流れ

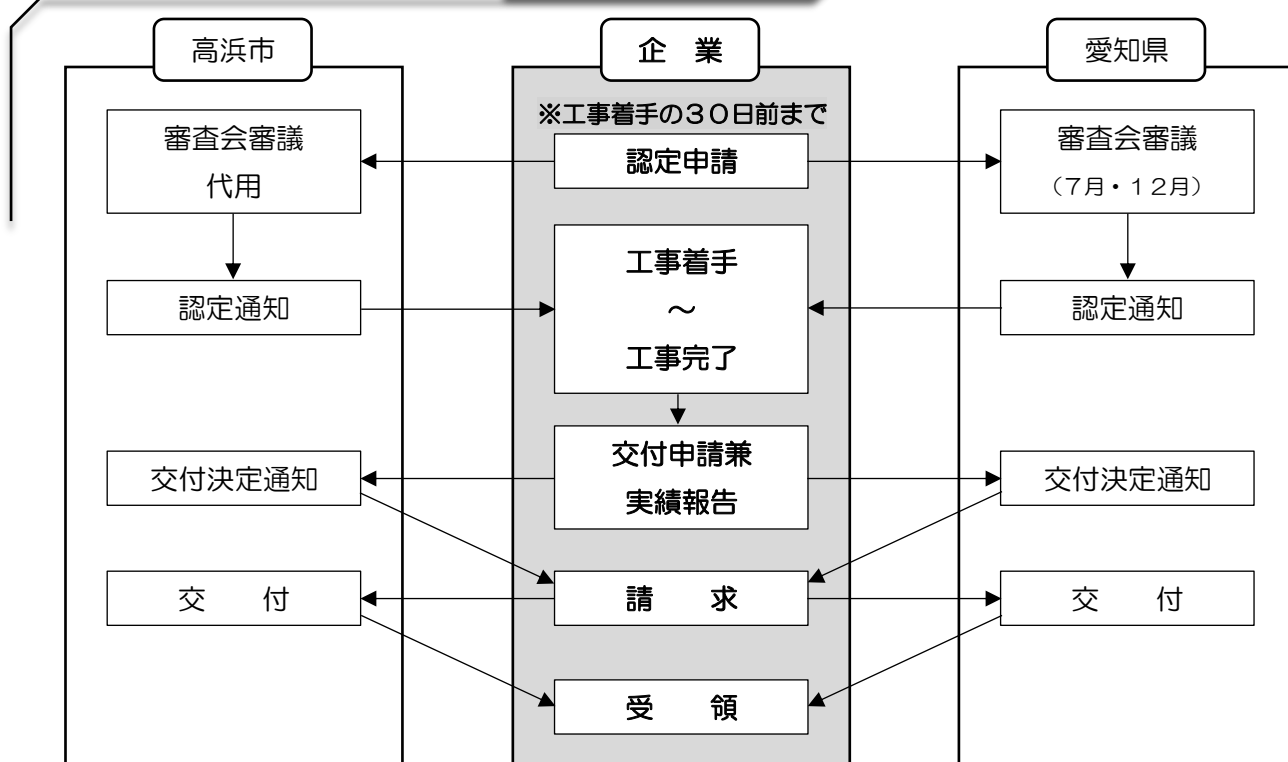
中 小 企 業

※市へ申請します。



中堅企業・大企業

※県と市それぞれへ申請します。



※ 実績報告時（完了検査）・補助金交付後5年間（フォローアップ調査）、現地確認を実施します。

問合せ・申請先

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 都市政策部 都市計画グループ（24番窓口）

電 話／0566-95-9532 E-mail／tokei@city.takahama.lg.jp